



# あいづ

[発行] 自治労  
 福島県本部会津総支部  
 [所在地] 会津若松市西栄町  
 7-9 会津労働福祉会館2階  
 [連絡先]  
 jitirou.aizu@gmail.com  
 (携帯) 090-3361-8400

【定年引上げスケジュール】 (図表1)

条例改正

年度	'21 R3	'22 R4	'23 R5	'24 R6	'25 R7	'26 R8	'27 R9	'28 R10	'29 R11	'30 R12	'31 R13	'32 R14	'33 R15
定年	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
S31.4.2 ~ S32.4.1生	65歳 再任												
S32.4.2 ~ S33.4.1生	64歳 再任	65歳 再任											
S33.4.2 ~ S34.4.1生	63歳 再任	64歳 再任	65歳 暫再										
S34.4.2 ~ S35.4.1生	62歳 再任	63歳 再任	64歳 暫再	65歳 暫再									
S35.4.2 ~ S36.4.1生	61歳 再任	62歳 再任	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再								
S36.4.2 ~ S37.4.1生	60歳 定年	61歳 再任	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再							
S37.4.2 ~ S38.4.1生	59歳	60歳 定年	61歳 暫再	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再						
S38.4.2 ~ S39.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳 定年	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
S39.4.2 ~ S40.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
S40.4.2 ~ S41.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年	64歳 暫再	65歳 暫再			
S41.4.2 ~ S42.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年	65歳 暫再		
S42.4.2 ~ S43.4.1生	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年	
S43.4.2 ~ S44.4.1生	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年

【凡例】「再任」⇒再任用、「暫再」⇒暫定再任用

## 秋 闘

### 「定年引上げ」待ったなし

条例改正へ向け当局交渉を強化しよう！  
 組合員への十分な説明と検討時間確保を求めよう！

▼9月5日発行の本機関紙に「定年引上げ」の制度概要について掲載しました。今回は、条例改正を目前に控え、「定年引上げ」により、どんな働き方の選択肢があるのか？選択可能なケースと、そうでないケース

等について記載したいと思います。  
 ▼なお、当局は退職予定者に対して、(60歳になる)前年度に、60歳以降の制度に関する情報提供(説明)を行い、職員の意向を確認する必要がある

### 当面の日程

- 10月7日(金) 自治研全国集会・静岡
- 10月14日(金) 県本部定期大会 (パルセいいざか)
- 10月20日(木) 総支部単代会議 (北会津公民館)

▼まずは、(図表1)による「おさらい」です。来年度から、2年に1歳ずつ定年が引き上げられていきます。最終的に、S42年4月2日以降に生まれた方が「65歳定年」となります。また、定年が65歳となるまでの間は、現在の再任用の名称が「暫定再任用」に変わります。

▼今後の当局交渉においては、12月議会への改正条例の上程確認はもとより、組合員への制度説明スケジュール等も確認していく必要があります。組合員の不安を払拭するためにも、当局交渉を強化していきましょう。



条例改正後も当局と運用面の協議を継続しよう！

【定年引上げに伴う働き方の例】 (図表2)

No.・項目	可否
①65歳まで常勤職員	○
②60歳で退職⇒定年前再雇用短時間勤務職員	○
③60歳で退職⇒ブランク⇒定年前再雇用短時間勤務職員	○
④60歳で退職⇒定年前再任用短時間⇒ブランク⇒定年前再任用	○
⑤60歳で退職⇒定年前再任用短時間⇒フルタイム暫定再任用	○
⑥60歳で退職⇒定年前再任用短時間⇒常勤職員	×
⑦60歳で退職⇒定年前再任用短時間⇒ブランク⇒暫定再任用	○
⑧59歳で退職⇒ブランク⇒暫定再任用	○
⑨59歳で退職⇒ブランク⇒定年前再任用短時間	×
⑩63歳で退職⇒定年前再任用短時間	○

▼では、今回の本題である「働き方」について記載します。なお、この内容は、自治労本部の学習会資料を参考に記載しています。  
 ▼(図表2)の用語を解説しま

【定年前再任用短時間勤務職員】  
 60歳に達した日以降、希望する職員は定年退職日前に退職し、定年前再任用短時間勤務を選択することができます。ただし、常勤職員に戻るとはできません。

《自治労共済掛金試算QRコード》

じちろうマイカー共済

アクセスコード「jichiro」

①車検証、②現在ご加入の保険証書をお手元にご準備ください。



団体生命共済(新制度)



【暫定再任用】段階的な定年引上げ期間中(経過措置期間中、2031年度まで)に現行の「再任用制度」と同様の仕組みとして措置されるものです。フルタイムと短時間があります。  
 ▼(図表2)で「×」となっているものを説明します。⑥は前述のとおり、定年前再任用短時間勤務後に常勤職員には戻れないということですので。⑨は、60歳に達する日前に退職しているため、定年前再任用短時間勤務を選択できないということですので。  
 ▼いかがでしょうか?これだけさまざまなケースがあるということですので。組合員の皆さんが、十分検討する時間を確保できるように、早めの丁寧な説明を当局に求めていかななくてはなりません。

編集後記

▼秋晴れの日が続き、稲刈り作業も進んでいるようです。  
 ▼さて、前号の編集後記に管理職とは...という私見を記載しましたが、結構反響がありました。付け加えれば、学校の教頭先生は一番先に学校に来て、一番最後に施錠し、帰るといふ実態を知っていたので、「これぞ管理職のあるべき姿」と以前から思っていました。タイムカードがあれば別ですが、部下が何時まで残業したか確認もせずに、超勤簿に判を押す。これでいいのか?という意見です。少なくとも管理職として、課員の業務進捗状況の管理はきちんとしてもらいたいものです(坂内)

